

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画に関する市町村照会におけるご意見に対する回答

参考資料 6

| 番号 | ページ数                               | 項目                         | 素案での記載  | 修正後の記載(意見)  | 修正理由   | 県回答  |
|----|------------------------------------|----------------------------|---|---|--|--|
| 1  | 76ページ10行目<br>【第3部第4章第3節(2)3-4-2】   | ③情報提供・共有・リスクコミュニケーション(対応期) | ②子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明                                    | ②子どもや若者、 <b>妊産婦</b> 、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明   | COVID-19第1波の時、医療機関での外来受診、入院対応などの体制において、妊産婦への対応が慎重であったため、妊産婦も含めたほうが良いと考えます。   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>77ページ11行目【第3部第4章第3節(2)3-4-2】   |
| 2  | 106ページ2行目<br>【第3部第8章第1節(2)1-7】     | ⑧医療(準備期)                   | ①特に配慮が必要な患者94<br>94:精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症の人、がん患者、外国人等 | 94: <b>基礎疾患を有する患者(血液、免疫疾患など)</b> 、精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症の人、がん患者、外国人等       | 特に、血液、免疫疾患患者のケースで長期入院になるなど対応に難儀したケースが多かったため、配慮が必要と考えます。  | 御意見を踏まえ、検討します。   |
| 3  | 155ページ12行目<br>【第3部第11章第3節(2)3-2-7】 | ⑪保険(対応期)                   | ②県等は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等                       | ②県等は、高齢者、 <b>妊産婦</b> 、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等                              | COVID-19第1波の時、医療機関への外来受診、入院対応などの体制において、妊婦への対応が慎重であったため、妊婦を含めたほうが良いと考えます。   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>182ページ14行目【第3部第11章第3節(2)3-2-7】   |
| 4  | 全般                                 | 全般                         | (直接の記載は不要と思われるもの)   | 本照会における各市町村からの意見及びそれぞれの県回答を、集計後に共有していただきたい。   | 他自治体との連携面を含めた、本市における今後の感染症危機管理のあり方の参考とするため。  | 集計結果は、取りまとめ次第、回答させていただきます。   |
| 5  | 全般                                 | 全般                         | (記載がないもの)   | 県行動計画案のうち、政府行動計画・ガイドラインにない独自性のある内容や、特に重点的に取り組む予定の内容を、例えば「独自」「重点」と追記する等し、明示していただきたい。 | 一般の方々にもわかりやすく示せるようにし、本市における今後の感染症危機管理のあり方の参考とするため。   | 現時点で追記の予定はございません。  |
| 6  | 全般                                 | 全般                         | (記載がないもの)   | 県行動計画案で、市町村の役割として記述されている部分を、例えば別表として一覧化する等していただきたい。また、各取組の主体ごとにも同様の整理を行っていただきたい。    | 各市町村が行動計画を改定する際の内容の標準化、市町村行動計画のフォローアップがなされる際の事務の簡素化、県行動計画に記載される各取組の主体同士の相互連携の推進等に資すると考えられるため。なお本整理は、市町村行動計画改定時に最低限統一すべき内容のフォーマットとして示すことにもつなげていただきたい。 | 現時点で別表や一覧表の追加の予定はございません。<br>なお、市町村行動計画の改定にあたっては、内閣感染症危機管理統括庁から作成の手引きが示されるものと認識しています。   |
| 7  | 全般                                 | 全般                         | (各所に記載:研修・訓練等を示す記載)   | 各種の研修・訓練等は、計画性や地域のバランス等にも配慮し、市町村を含めた関係機関と積極的に連携して実施する他、その概要や成果・課題等も共有していただきたい。      | 一般の方々にもわかりやすく示せるようにし、本市における今後の感染症危機管理のあり方の参考とするため。なお本整理は、柔軟な運用のため、計画本文の修正によるよりも、例えば別表や追加資料による等した方がよいかもしれない。  | 本県で研修・訓練等を実施する場合、関係機関と情報共有を実施することを予定しています。   |
| 8  | 全般                                 | 全般                         | (各所に記載:知事の総合調整(権限)に係る記載)  | 各所の文体にあわせ、「(総合調整権限を行使する)とともに、市町村や関係機関等からの意見の申し出がなされた場合、それを勘案する」等の旨の記述を追記していただきたい。   | 意見の申し出が可能であり、勘案すべきであることが想定されていないように読み取れてしまうため。また申し出について、手続き方法を指定されるのであれば、明示していただきたい。   | 総合調整に係る記述箇所には、根拠法令を脚注でお示ししています。意見の申出等を含め、法に基づいて対応することとなります。<br>また、当該調整についてご意見をいただく際には、ひとまず県にご相談いただけたらと思います。  |
| 9  | 全般                                 | 全般                         | 「業務計画」「業務継続計画」双方の記述   | それぞれが散見されるが、どのように使い分けられているか、ご教示いただきたい。  | 趣旨の確認をするもの。  | 業務計画と業務継続計画は異なるものです。<br>業務計画は、特措法第9条に基づき指定(地方)公共機関が作成するものです。<br>また、業務継続計画については、新型コロナウイルス感染拡大の際、国からの要請を受け、県及び市町村において策定済みと認識しています。今回の行動計画改定後に、業務継続計画の見直しを行う予定としています。 |
| 10 | 45ページ<br>【第2部第7章】                  | 県行動計画の実効性を確保するための取組等       | 「市町村においても行動計画の見直しを行う」   | 期限はいつとするか、お示しいただきたい。  | 今後に向けた準備のため。   | 市町村行動計画の改定にあたっては、内閣感染症危機管理統括庁から作成の手引きが示されるものと認識しています。  |

| 番号 | ページ数                               | 項目                      | 素案での記載  | 修正後の記載(意見)  | 修正理由   | 県回答  |
|----|------------------------------------|-------------------------|---|---|--|--|
| 11 | 46ページ<br>【第3部第1章第1節】               | ①実施体制(準備期)              | 「県行動計画、市町村行動計画又は指定地方公共機関における業務計画を作成・変更する」                               | 今般の県行動計画改正を踏まえた業務(継続?)計画の変更は、県において実施するか、また市町村及び指定地方公共機関に対して実施を求めるか、ご教示いただきたい。   | 今後に向けた準備のため。   | 本県は、行動計画改定後、愛知県庁業務継続計画【新型コロナウイルス等対応編】の見直しを予定しています。市町村においても、市町村行動計画改定後に業務継続計画の見直しをご検討いただきたいと思います。   |
| 12 | 46ページ<br>【第3部第1章第1節】               | ①実施体制(準備期)              | 「市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、連携協議会等を活用し、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く」 | 「連携協議会の活用」を必須の手続きとするか(新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく市町村行動計画の変更手続きに、県として位置づけるものか)、ご教示いただきたい。また、「等」に含まれる会議体等を明示していただきたい。   | 今後に向けた準備のため。また、市町村数は54に上り、(仮に前述の「フォーマット」が示されない場合は特に)各計画の内容も多様化する可能性がある中、連携協議会等における意見聴取をどのように行うか、ご検討いただきたい。 | 県行動計画の改定時には、連携協議会への諮問を考えています。市町村行動計画の作成・変更時には、各市町村において適切な場に諮り、学識経験者等の意見を聞いていただくことを想定しています。(そのため、連携協議会「等」としていません。)  |
| 13 | 116ページ<br>【第3部第1章第1節】              | ⑨治療薬・治療法(準備期)           | 「今後もその備蓄目標に従って抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。(略)、県と国で均等に備蓄する。」             | 県と国で備蓄される抗インフルエンザウイルス薬には、保健所設置市分も含まれるか、ご教示いただきたい。   | 今後に向けた準備のため。   | 保健所設置市分も含んでいます。  |
| 14 | 147ページから156ページ<br>【第3部第1章第2節から第3節】 | ⑪保健(初期～対応期)             | 各所の「「県等」による市町村への(に対する)応援派遣要請」との旨の記載                                     | 保健所設置市による他市町村への(に対する)応援派遣要請を県行動計画において定める、との趣旨でよろしいか。  | 趣旨の確認をするもの。  | 「県等」は、本県と県内保健所設置市を指し、当該部分に限らず、各自自治体がそれぞれ実施する内容について記述しています。保健所設置市においては、県行動計画との整合性を図りつつ、市行動計画を改定していただきたいと思います。   |
| 15 | 159ページ<br>【第3部第1章第2節】              | ⑫物資(準備期)                | 「県は、その所掌事務又は業務に係る新型コロナウイルス等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄する」                      | 県が備蓄される感染症対策物資・个人防护具等には、保健所設置市分も含まれるか、ご教示いただきたい。  | 今後に向けた準備のため。   | 保健所設置市分は、含んでいません。各保健所設置市に必要な準備を進めていただければと思います。   |
| 16 | 12ページ25行目<br>【第2部第1章第2節】           | 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略 | 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。  | 地域での感染対策等により、病欠者等の数を減らす。  | 感染症罹患者は欠勤ではないため、病欠者等の方が適当である。  | 御意見を踏まえ、修正します。<br>12ページ下から3行目【第2部第1章第2節】(2)  |
| 17 | 104ページ表<br>【第3部第8章第1節】             | ⑩医療(準備期)                | (表) 予防計画における医療提供体制の確保に関する目標値の設定<br>確保病床数 発生公表直後 275 床 等                 | 流行初期医療確保措置対応可能協定指定医療機関275床の具体的な医療機関名はどうなっているか。病床数・医療機関数について、岡崎市を含む西三河南部東医療圏の目標値はどうなっているか。地域に必要な医療提供体制の確保されているかどうか話し合いがされていないが、県はどのように考えているか。コロナの時は県は地域での医療提供体制の確保は県保健所はなにも調整されなかったで、県は大枠を示すだけでなく、地域の医療体制の確保まで県で責任を持って対応してもらいたい。 |  | (流行初期医療確保措置対応可能協定指定医療機関) 具体的な医療機関名については、感染症発生・まん延時において、詳細情報を公表することになっていません。<br>(医療圏毎の目標値)<br>新型コロナウイルスまん延時に稼働していた県全体の最大値に基づき設定していますが、現時点では各医療圏毎の目標値は設定していません。<br>(各地域の医療体制の確保)<br>47ページにあるとおり、準備期の段階から管内の保健所設置市等と入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議するものとしています。 |
| 18 | 102ページから106ページ<br>【第3部第8章第1節】      | ⑩医療(準備期)                |   | 医療提供体制の平時の協定締結などは県が行っているが、発生時の受診調整や自宅療養者の支援を保健所設置市で行う可能性があるのであれば、医療提供の平時の取組の項目に県と保健所設置市で情報共有や地域での協定医療機関との連携など保健所設置市を含めた対応を記載するべきではないのか。   |  | 47ページにあるとおり、準備期の段階から管内の保健所設置市等と入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議するものとしています。   |

| 番号 | ページ数  | 項目                             | 素案での記載  | 修正後の記載(意見)  | 修正理由  | 県回答  |
|----|---|--------------------------------|---|---|---|--|
| 19 | 108ページ<br>2-3 ①2行目<br>から3行<br>【第3部第8<br>章第2節】 | ⑩医療(初動期)                       | 必要に応じて感染<br>症指定医療機関の受診につなげる。                              | 本市を含む西三河南部東医療圏には感染症指定医療機<br>関が整備されていないが、患者の受診調整については<br>どのように考えているか。  |   | 感染症指定医療機関への入院・受診については県が調<br>整します。<br>患者からの相談・移送については御協力ください。   |
| 20 | 110ページ④、<br>⑤<br>【第3部第8<br>章第3節】              | ⑨医療(対応期)                       | ④県は、(中略)入院調整を行う。<br>⑤県は、(中略)移動手段を確保する。                    | 保健所設置市ではなく県で行うという理解でよいか。  |   | ④ G-MISの入力要請を県が行いますが、入院調整は一<br>義的には県と保健所設置市がそれぞれ行います。入院<br>調整の記述内容の主語に「県等」を追記します。<br>⑤ 「県等」に修正します。<br>137ページ【第3部第8章第3節】(2)3-1④⑤                            |
| 21 | 111ページ③<br>【第3部第8<br>章第3節】                    | ⑨医療(対応期)                       | ③県等は、(中略)医療機関等と適切に連携して対応<br>する。                           | p110④基本の対応では、県が入院調整を行うと記載さ<br>れている。入院調整の主体は県なのか県等なのか。流<br>行初期以降も同様。   |   | 110ページ(修正後案では137ページ)④は、G-MISの入<br>力要請を県が行う旨を記載したものです。入院調整に<br>ついては、一義的には、県及び保健所設置市がそれぞ<br>れ行うこととなります。<br>また、感染症の性質や感染状況等を踏まえ、必要に応<br>じて県で一元的に実施することを検討します。 |
| 22 | 111ページ3-2-<br>1-2<br>【第3部第8<br>章第3節】          | ⑩医療(対応期)                       |   | 相談センターについて、県でまとめて対応する考えは<br>ないのか。   |   | 病原体の性状及びワクチンや治療薬の普及スピード等<br>を考慮して対応を検討します。   |
| 23 | 99ページ3<br>行目から4行<br>目<br>【第3部第7<br>章第1節】      | ⑦ワクチン(初動期)                     | 県は、国とともに、市町村に対し、接種体制の具体的<br>なモデルを示す等<br>技術的な支援を行う。(保健医療局) | 県は、国とともに、市町村に対し、接種体制の具体的<br>なモデルを示す等<br>技術的な支援を行う。また、県内全市町村において、<br>個別接種を始めとした接種体制が偏りなく確保できる<br>よう、県は県医師会の理解を図り、協力を要請する。<br>(保健医療局) | 新型コロナワクチンにおいて、国と日本医師会の間で<br>取り交わされた集合契約によって、ワクチン接種が推<br>進されたことは承知している。しかし、地区ごとに医<br>師会の個別接種に対する考え方が異なっていたため、<br>特に初期段階における個別接種への協力体制につい<br>て、地区間によって大きな隔たりがあったと認識して<br>いる。については、今後は国と日本医師会で結ばれる集<br>合契約の基になっている「それぞれの地域を守る」と<br>いう思いが、末端の全ての個別医療機関の間で等しく<br>認識されるよう、県により一層の御協力をいただきた<br>ため。 | 御意見として承ります。<br>必要に応じて修正します。  |
| 24 | 全体  |                                |   | 主語があるもの、ないものが混在している様に思う。<br>国、県、保健所設置市、市町村など様々であるため、<br>主語を記載してほしい。   |   | 御意見として承ります。<br>必要に応じて修正します。  |
| 25 | 全体  |                                |   | 「保健所」という記載について、県保健所なのか市保<br>健所なのかわかりづらい箇所があるので、わかりやす<br>く記載をしてほしい。  |   | 県と県内保健所設置市に共通する業務を記載してい<br>ます。   |
| 26 | 全体  |                                |   | 「県等」の業務について、保健所設置市の業務外の部<br>分が含まれているように見受けられるので、整理して<br>ほしい。  |   | 県と県内保健所設置市の共通する業務を記載してい<br>ます。   |
| 27 | 50ページ52<br>ページ<br>【第3部第1<br>章第2節およ<br>び第3節】   | ①実施体制(初動期～対<br>応期)             | 記載なし  | 市町村等が必要に応じて、協議会に相談できるような<br>場を設ける旨を記載してほしい。   | 新型コロナウイルス感染症の経験から、そのような場<br>があると良いと考えているから。   | 市町村会が連携協議会の構成員となっているため、各<br>市町村の意見を反映させることは可能と考えます。  |
| 28 | 73ページ14行<br>目                                 | ④情報提供・共有・リ<br>スクコミュニケーション(初動期) |   |   | 発表内容が中核市と県によって差があり、市民のとま<br>どいも多かったため、一定の基準を示すような文言を<br>追加できないか。  | ご意見として承ります。<br>なお、73ページにあるとおり、情報提供にあたって<br>は、保健所設置市を含めた県全体での公表に配慮す<br>ることとしています。   |

| 番号 | ページ数              | 項目                      | 素案での記載   | 修正後の記載(意見)   | 修正理由  | 県回答  |
|----|-------------------|-------------------------|--|--|---|--|
| 29 | 32ページ17行目         | 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 | 県は、検疫所からの依頼に基づき、発生国からの帰国者の健康観察を保健所が中心となり実施する。健康観察の結果、発熱等健康状態に異常を確認した場合には、医療機関への入院、接触者の調査等必要な措置を迅速に講じる。 | 「県は～発生国からの帰国者の健康観察を保健所が中心となり実施することを指示する」ということではないか？<br>また、その後の必要な措置を講じるのは誰か？ | ・文の修正<br>・主語が誰か<br>・国(健康管理センター)の管理で健康観察を行う場合と、保健所で健康観察を行う場合で、記載の仕方が変わると思うが、その内容を盛り込まなくて良いか。   | 主語を「県等」に修正します。<br>32ページ17行目  |
| 30 | 121ページ10行目        | ⑨治療法・治療薬(初期)            | ⑤管内の卸業者～   | ⑤県は管内の卸業者～   | 主語を入れてほしい   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>148ページ10行目(2)2-3-2⑤  |
| 31 | 県行動計画全体           |                         |  |  | 国のガイドライン改正の際の第87回厚生科学審議会感染症部会において、感染症危機管理統括庁参事官より「行動計画は閣議決定で重いが、ガイドラインは、文書としての位置づけが変わるので、比較的柔軟に見直ししやすいと思っている」旨の発言があり、行動計画とガイドラインでレベルを分けていると考えられる。<br>県計画案では、ガイドラインから引用し、細部の記載を行っている箇所があるが、国のレベル感と合わせなくてよいか。 | 内閣感染症危機管理統括庁の行動計画に係る0&Aの中で、「都道府県に係るガイドラインの記載事項については、できる限り都道府県行動計画に反映いただいたうえで、必要な取組をすすめていただくことが望ましい」との方針が示されています。 |
| 32 | 全体                | 全体                      | 政府行動計画中に「都道府県・衛生研究所」の記載ある箇所、政府ガイドライン中に「都道府県(衛生研究所)」の記載ある箇所を引用している                                      | ある章においては、政府行動計画中に「都道府県」の記載ある箇所でも省略している。                                      | 省略した部分と省略していない部分が散在しており、統一性が取れていないのではないかと。  | ご意見として承ります。<br>今後必要に応じて見直しを検討してまいります。<br>なお、県行動計画については内閣感染症危機管理統括庁による確認を受けることになっており、事前に示された確認項目については盛り込んでいます。    |
| 33 | 13ページ9行目【第2部第2章】  | 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方    | 本県は、国際空港、新幹線…  | 本県は、国際空港、貿易港、新幹線…  | 本県は、国際拠点港の名古屋港を有するため、侵入口として記載した方が適当。<br>また、政府行動計画では、大都市への人口集中、少子高齢化、医療提供体制なども考慮すると記載されており、県計画でも言及が必要と考えるので、記載の再考を求める。   | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。   |
| 34 | 13ページ下5行目【第2部第2章】 | 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方    | …地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄…  | …地域における医療提供体制の整備、マスクなどの医療資材や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄…                               | 左記のとおり備蓄の必要性も記載するべきと考える。  | 各論において具体的な備蓄物資については記載していますので、素案のままとします。  |
| 35 | 20ページ下7行目【第2部第4章】 | 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項    | (エ)…、ワクチン・診断薬・治療薬等の研究開発体制及び…   | (エ)…及びリスクコミュニケーション等の備え   | 「ワクチン・診断薬・治療薬等の研究開発体制」の内容に触れていないため、サブタイトルから削除する方が適当。  | 貴見のとおり修正します。<br>20ページ下から6行目【第2部第2章】(1)(エ)  |
| 36 | 23ページ【第2部第4章(5)】  | 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項    | 県から国に対して、又は市町村から県に対して、…国又は県は…  | 市町村から県に対して、…県は…  | 左記のとおり削除してはどうか。   | 特措法第24条第4項に基づき、県から国に総合調整を要請する可能性があるため、素案のままとします。   |
| 37 | 23ページ【第2部第4章(7)】  | 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項    | 国は、…<br>感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国は、県及び市町村と連携し、…   | 県は、…<br>感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県は市町村と連携し、…                                   | 左記のとおり  | 当該内容は総論として国、都道府県、市町村の役割について記載したものであるため、素案のままとします。  |
| 38 | 24ページ【第2部第4章(8)】  | 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項    | 国、県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部…   | 県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部…  | 左記のとおり削除してはどうか。   | 当該内容は総論として国、都道府県、市町村の役割について記載したものであるため、素案のままとします。  |
| 39 | 25ページ【第2部第5章(1)】  | 対策推進のための役割分担            | (1)国の役割・・・   | (削除)   | 左記のとおり削除してはどうか。役割分担を提示するために必要か。   | 当該内容は総論として国の役割について記載したものであるため、素案のままとします。   |

| 番号 | ページ数                             | 項目                      | 素案での記載   | 修正後の記載(意見)  | 修正理由   | 県回答   |
|----|----------------------------------|-------------------------|--|---|--|---|
| 40 | 33ページ<br>【第2部第6章第1節】             | 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 | ⑦ワクチン<br>…また、国、県及び市町村は、…<br>新型インフルエンザ等の発生時には、…柔軟な運用を行う。  | ⑦ワクチン<br>…また、県及び市町村は、…<br>(削除)  | 左記のとおり削除してはどうか。<br>県民への啓発の必要性を盛り込んでどうか。  | 当該内容は総論として国、都道府県、市町村の役割について記載したものであるため、素案のままとします。 |
| 41 | 34ページ<br>【第2部第6章第1節】             | 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 | ⑨治療薬・治療法<br>2段落目   | ⑨治療薬・治療法<br>(削除)  | 左記のとおり削除してはどうか。  | 貴見を参考に記述を修正します。<br>35ページ【第2部第6章第1節】⑨              |
| 42 | 35ページ<br>【第2部第6章第1節】             | 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 | ⑩保健<br>…、これらの取組に資するよう国が…対策を推進する。   | ⑩保健<br>(削除)   | 左記のとおり削除してはどうか。  | 当該内容は総論として国、都道府県、市町村の役割について記載したものであるため、素案のままとします。 |
| 43 | 37～43ページ<br>【第2部第6章第2節全般】        | 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 |  |   | 横断的視点の記載全般で、国の考え方と、その中で県が実施していくことを明確に区別して記載すべきと考える。県計画各論の記載との整合性を持たせた記載に整理すべきである。  | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。                |
| 44 | 44ページ<br>【第2部第7章(2)・(3)】         | 県行動計画の実効性を確保するための取組等    | (2)3段落目<br>地方公共団体や県民等が…<br>(3)3行目<br>国及び地方公共団体は、…  | (2)<br>県・市町村や県民等が…<br>(3)<br>県及び市町村は、…  | 左記のとおり主語を修正してはどうか。   | 当該内容は総論として国、都道府県、市町村の役割について記載したものであるため、素案のままとします。 |
| 45 | 45ページ<br>【第2部第7章(5)】             | 県行動計画の実効性を確保するための取組等    | (5)2段落目以降<br>(追加)  | (5)<br>県は、市町村の行動計画の見直しに当たって、市町村との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行う。<br>さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、市町村に対して、平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報を提供する等、市町村の取組への支援を充実させる。 | 左記のとおり政府行動計画の主語を国一県に置き換えて記載してはどうか。   | 素案のままとします。  |
| 46 | 46ページ<br>【第3部第1章第1節(2)1-1②】      | ①実施体制(準備期)              | 県は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、愛知県庁業務継続計画[新型インフルエンザ等対応編]の随時見直しを行う。業務継続計画については、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。 | 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。県の業務継続計画については、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。                              | この項目以外では市町村の対応が明記してあるが、この項目のみ市町村の業務継続計画について触れられていない。<br>市町村の対応を記載するの記載しないのかを、行動計画の中で統一した方がわかりやすい。  | 貴見を参考に記述を修正します。<br>46ページ18行目【第3部第1章第1節(2)1-1②】    |
| 47 | 47ページ<br>【第3部第1章第1節(2)1-2④】      | ①実施体制(準備期)              | …なお、予防計画を変更する際には、特措法に基づき県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る39。(保健医療局)   | …なお、予防計画を変更する際には、特措法に基づき県が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る39。(保健医療局)   | 感染症法第10条第8項<br>「都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。」<br>によると、県の諸計画との整合性を確保することが明記されているため。(本項目の主語が県であるため) | 保健所設置市の行動計画と整合性を取るため、素案のままとします。                   |
| 48 | 53ページ<br>【第3部第1章第3節(2)3-1-3.④と⑤】 | ①実施体制(対応期)              | ④市町村は、…の主語を<br>⑤市町村は、…の主語を   | 県は、市町村から…応援を求められた場合は…   | 県を主語にした文章の言い回しの方が適当。   | 素案のままとします。  |

| 番号 | ページ数  | 項目                         | 素案での記載                               | 修正後の記載(意見)   | 修正理由  | 県回答   |
|----|---|----------------------------|--------------------------------------|--|---|---|
| 49 | 58ページ<br>8行目から9行目<br>【第3部第2章第1節】            | ②情報収集・分析(準備期)              | 記載なし                                 | 県、衛生研究所及び保健所は、国が実施の感染症サーベイランスシステム等の各種改善について意見を伝える。                                     | 素案では、DX推進主体が、県、衛生研究所及び保健所と受け取れる。DX推進主体は、国及びJIHSではないのか。<br>(ガイドラインP9、5DXの推進②)                          | 素案のままとします。<br>DXは国が主導して推進していくものと考えますが、県等においても国が整備した体制の利活用、普及に努めること等でDXの推進に貢献するものと認識していません。  |
| 50 | 62ページ最終行<br>【第3部第2章第3節】                     | ②情報収集・分析(対応期)              | 県民等に迅速に提供・共有する。                      | 県民等に迅速に分かりやすく提供・共有する。その際には、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。                                      | 情報等の公表における個人情報保護等については、記載があるべきだと考えます。<br>(ガイドラインP17、4⑤・⑥)   | 素案のままとします。<br>当該箇所における情報に個人情報が含まれていることは想定していないため、素案のままとしますが、情報の公表時には、当然、個人情報保護に配慮することとなります。 |
| 51 | 64ページ<br>1行目<br>【第3部第3章第1節】                 | ③サーベイランス(準備期)              | 実施体制について検証・是正する                      | 実施体制について評価・検証する  | 政府行動計画では、国が「評価・検証」となっているが、素案のとおり、「検証・是正」で良いか、それとも、国と合わせるか。<br>(政府行動計画P78③)                            | 県等が実施する訓練等のすべてについて国が評価・検証するわけではなく、国からの評価の有無にかかわらず県等は実施体制を検証・是正していくものと考えため、素案のままとします。        |
| 52 | 64ページ<br>最終行<br>【第3部第3章第1節】                 | ③サーベイランス(準備期)              | 記載なし                                 | 県は、社会福祉施設等におけるインフルエンザ等の集団的な発生が疑われる事例について、把握・調査する。                                      | ガイドラインにおける「入国者サーベイランス」・「学校サーベイランス」をP64、1-2②・④に記載しているならば、「クラスターサーベイランス」も追記すべきでは。<br>(ガイドラインP6、3(1)(ウ)) | 御意見を踏まえ、検討します。  |
| 53 | 64ページ<br>最終行<br>【第3部第3章第1節】                 | ③サーベイランス(準備期)              | 記載なし                                 | 県は、国等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる早期探知の運用の習熟について協力する。 | 政府行動計画には、疑似症サーベイランスについて記載があるため。<br>(政府行動計画P79(2)1-2④)   | 貴見を参考に記述を修正します。<br>65ページ【第3部第3章第1節】1-2⑥   |
| 54 | 65ページ<br>6行目～<br>(1-4 DXの推進)<br>【第3部第3章第1節】 | ③サーベイランス(準備期)              | 県等、衛生研究所及び保健所は、～DXを推進する。また県等は、～協力する。 | 国は、～DXを推進し、県等が、システムの改善に協力するとともに、平時より、電磁的な方法による発生届及び退院等の提出を促進する。                        | DXの推進主体は国であり、県等は推進の協力を実施したり、電磁的な届出の提出促進をしたりするという役割分担で良いのでは。<br>(政府行動計画P80、1-4)<br>(ガイドラインP14、5④)      | DXは国が主導して推進していくものと考えますが、県等においても国が整備した体制の利活用、普及に努めること等でDXの推進に貢献するものと認識していません。                |
| 55 | 65ページ<br>最終行<br>【第3部第3章第1節】                 | ③サーベイランス(準備期)              | 県民等に分かりやすく提供・共有する。                   | 県民等に分かりやすく提供・共有する。その際には、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。   | 情報等の公表における個人情報保護等については、記載があるべき。<br>(ガイドラインP15、6⑥)   | 当該内容における情報に個人情報が含まれていることは想定していないため、素案のままとしますが、情報の公表時には、当然、個人情報保護に配慮することとなります。               |
| 56 | 70ページ<br>全般<br>【第3部第4章第1節】                  | ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期) | (2)所要の対応<br>1-1. 感染症に関する情報提供・共有      | (2)所要の対応<br>1-1. 発生前における情報提供・共有<br>1-2. 発生時における情報提供・共有                                 | 政府行動計画においては、情報提供・共有について、「発生前」と「発生時」に区別していた。<br>(政府行動計画P85-86)   | 県行動計画においては素案の記述としますが、貴市行動計画において記述を分けることを妨げるものではありません。                                       |
| 57 | 70ページ<br>26行目～29行目<br>【第3部第4章第1節】           | ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期) | ③県衛生研究所は、県民や～情報発信体制を構築する。            |  | 県独自の記載と捉えてよいか。  | 御見込みのとおりです。   |
| 58 | 72ページ<br>表<br>【第3部第4章第1節】                   | ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期) | (表)リスクコミュニケーションの形態及び方法               | (表)広聴の形態及び方法   | ガイドラインの表現と統一すべきではないか。<br>(ガイドラインP9)   | 素案のままとします。  |

| 番号 | ページ数                                 | 項目                         | 素案での記載                                    | 修正後の記載(意見)  | 修正理由  | 県回答   |
|----|--------------------------------------|----------------------------|---|---|---|---|
| 59 | 73ページ<br>14行目～15行目<br>【第3部第4章第2節】    | ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション(初動期) | なお、情報提供にあたっては、保健所設置市を含めた県全体での公表に配慮する。     |   | 県独自の記載と捉えてよいか。  | 御見込みのとおりです。   |
| 60 | 73ページ<br>27行目<br>【第3部第4章第2節】         | ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション(初動期) | 県は、県民等の感染症危機に対する不安や意見を把握するため、～～～          |   | 県独自の記載と捉えてよいか。  | 国からの要請等含め、必要性に鑑み、コールセンター等を設置する旨を記述したものであり、独自の記載とは考えていません。 |
| 61 | 73ページ<br>3段落目<br>【第3部第4章第2節(2)2-1.①】 | ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション(初動期) | …メッセージを发出するよう努める。                         | …メッセージを发出する。  | 左記のとおり修正してはどうか。   | 素案のままとします。  |
| 62 | 78ページ<br>25行目～26行目<br>【第3部第5章第1節】    | ⑤水際対策(準備期)                 | 旅券申請者及び学校を介して留学等している在籍者                   |   | 政府行動計画の表現から変更しているが、このような表現に変更した理由はあるのか。<br>(政府行動計画P96(2)1-2②)                     | 国と県とは役割が異なると思われるため、変更していません。                              |
| 63 | 79ページ<br>4行目<br>【第3部第5章第1節】          | ⑤水際対策(準備期)                 | 有事に備えた訓練の実施を通じて                           | 有事に備えた国が実施する訓練を通じて  | 政府行動計画では、訓練の実施主体は国ですが、素案ですと愛知県が実施する表現になっているが、実施主体はどちらと考えますか。<br>(政府行動計画P96(2)1-3) | 素案のままとします。<br>県が国と連携する等して訓練を実施することを想定した記述です。              |
| 64 | 80ページ<br>【第3部第5章第2節(1)】              | ⑤水際対策(初動期)                 | (1)目的<br>「国が」、「国として」、「国は」、                |   | 県として何を行うかという観点で記載を整理すべき。  | 県行動計画においては素案の記述としますが、貴市行動計画において独自の観点で記述することを妨げるものではありません。 |
| 65 | 83ページ<br>6行目～7行目<br>【第3部第6章第1節】      | ⑥まん延防止(準備期)                | 対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。    | 対策の実施等に当たり、国が整理した参考とするべき指標やデータ等の収集を平時から行う。  | 政府行動計画では、指標やデータ整理は国が実施となっておりますが、実施主体はどちらと考えますか。<br>(政府行動計画P105(1))                | 素案のままとします。<br>国から情報提供を受けるものも含め、指標やデータ等の整理を行う旨を記述したものです。   |
| 66 | 86ページ<br>15行目～16行目付近<br>【第3部第6章第2節】  | ⑥まん延防止(初動期)                | 記載なし                                      | ②県は、JHISと国内外の専門家が協力して収集した、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づいた有効なまん延防止対策に資する情報を享受し、共有する。 | JHISから提供された情報の扱いについて明記すべきではないか。<br>(政府行動計画P107(2)2-1②)                            | 県行動計画においては素案の記述としますが、貴市行動計画において記述することを妨げるものではありません。       |
| 67 | 90ページ<br>15行目～19行目<br>【第3部第6章第3節】    | ⑥まん延防止(対応期)                | 3-4各時期に応じた対応<br>県は、以下の発生時期～～～～～要請するか検討する。 |   | 県独自の記載と捉えてよいか。  | 県独自性のある記載とは捉えていません。                                       |
| 68 | 99ページ<br>【第3部第7章第2節(2)2-3.】          | ⑦ワクチン(初動期)                 | また、歯科医師や…接種を行うよう要請することを検討する。              | また、必要に応じて歯科医師や…接種を行うよう要請する。   | 左記のとおり修正してはどうか。   | 県行動計画においては素案の記述としますが、貴市行動計画において貴見のとおり記述することを妨げるものではありません。 |
| 69 | 第3部第8章章全体                            | ⑧医療 章全体                    |   |   | 医療項目で、保健所設置市がどう関わっていくのかが分かりにくい。   | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。                        |

| 番号 | ページ数  | 項目           | 素案での記載   | 修正後の記載(意見)   | 修正理由   | 県回答  |
|----|---|--------------|--|--|--|--|
| 70 | 103ページ<br>【第3部第8章第1節(2)】  | ⑧医療(準備期)     | (追加)   | 1-3 感染症指定医療機関<br>1-4 病床確保を行う協定締結医療機関<br>1-5 発熱外来を行う協定締結医療機関<br>1-6 自宅療養者への医療提供を行う協定締結医療機関<br>1-7 後方支援を行う協定締結医療機関<br>1-8 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関 | 政府行動計画の記載に合わせて各医療機関の役割を明記すべきではないか。   | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。   |
| 71 | 105ページ<br>7行目<br>【第3部第8章第1節】  | ⑧医療(準備期)     | 予防計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、～～                          | 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、～～  | 政府行動計画と表現を合わせるべきではないか。<br>(政府行動計画P139(2)1-7)   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>132ページ7～8行目【第3部第8章第1節】1-6  |
| 72 | 107ページなど<br>【第3部第8章第2節(2)2-2④など】  | ⑧医療(初期期)     |  |  | 政府行動計画の医療などの項目において、「国は、都道府県(等)に対して、・・・要請する。」の表記については、記載漏れの箇所もあり、以下のとおり表現を揃えてはどうか。<br>⇒(例)「県(等)は、国からの要請に基づき、・・・整備する。」 | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。   |
| 73 | 107ページ<br>109ページ<br>111ページ<br>【第3部第8章第2節(2)2-2、第3部第8章第3節(2)3-1、(2)3-2-1-1。】 | ⑧医療(初期期～対応期) | (追加)   | 感染症指定医療機関は・・・の項  | 政府行動計画の記載に合わせて、医療機関が行うことも明記すべきではないか。   | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。   |
| 74 | 108ページ<br>【第3部第8章第2節】   | ⑧医療(初期期)     | <基本的な医療提供体制の構図>  | <基本的な医療提供体制の構図>  | 掲載箇所として103ページの方が適当ではないか。   | 素案のままとします。   |
| 75 | 110ページ<br>【第3部第8章第3節(2)3-1、⑤】   | ⑧医療(対応期)     | ⑤県は、民間搬送事業者等と連携して、...                                    | ⑤県等は、民間搬送事業者等と連携して、...   | 政府行動計画の記載に合わせて修正してはどうか。  | 御意見を踏まえ、修正します。<br>137ページ7行目【第3部第8章第3節(2)3-1、⑤】   |
| 76 | 110ページ<br>34行目～35行目<br>【第3部第8章第3節】  | ⑧医療(対応期)     | 患者に必要な入院医療を提供する体制を確保するよう要請する。                            | 患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。  | 政府行動計画に合わせるべきではないか。<br>(政府行動計画P144(2)3-2-1-1①)   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>137ページ下から2行目【第3部第8章第3節】3-2-1-1①  |
| 77 | 111ページ<br>【第3部第8章第3節(2)3-2-1-1。】  | ⑧医療(対応期)     | (追加)   | 医療機関は、症例定義を踏まえ・・・の項  | 政府行動計画の記載に合わせて、医療機関が行うことも明記すべきではないか。   | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。   |
| 78 | 111ページ<br>【第3部第8章第3節(2)3-2-1-1、③】   | ⑧医療(対応期)     | ③2段落目<br>また、入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、 |  | 第1節「準備期」に具体的な記載が必要ではないか。また、その役割分担についていつ整理する予定か。  | 準備期における具体的な対応として、病床確保や発熱外来等、各医療機関の役割分担を医療措置協定において整理していますが、感染症法に基づく内容であり、散らして県行動計画にも記載する必要はないと考えます。 |
| 79 | 112ページ<br>【第3部第8章第3節(2)3-2-1-1。】  | ⑧医療(対応期)     | (追加)   | 協定締結医療機関は、準備期に・・・の項  | 政府行動計画の記載に合わせて、医療機関が行うことも明記すべきではないか。   | ご意見として承ります。<br>今後、必要に応じて見直しを検討します。   |

| 番号 | ページ数                               | 項目            | 素案での記載  | 修正後の記載(意見)  | 修正理由  | 県回答   |
|----|------------------------------------|---------------|---|---|---|---|
| 80 | 112ページ<br>11行目～12行目<br>【第3部第8章第3節】 | ⑧医療(対応期)      | なお、体制強化にあたっては、地域の中核的医療機関に意見を聞き、病床確保対策について、意見集約を行う。  |   | どのようなスキームをイメージしているかを示していただきたい。  | 県独自の記載ですが、具体的な構想については、検討中です。                                      |
| 81 | 116ページ<br>【第3部第9章第1節<br>(2)1-3-3.】 | ⑨治療薬・治療法(準備期) | (追加)  | 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、医学的な知見等を踏まえ、全患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、重症患者への対応等も勘案する。(保健医療局)  | 左記のとおり<br>政府行動計画に記載があるため。   | 143ページ【第3部第9章第1節】(2)1-3-2に記載していますので、素案のとおりとします。                   |
| 82 | 118ページ<br>【第3部第9章第2節<br>(2)2-3.】   | ⑨治療薬・治療法(準備期) | (追加)  | 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。(保健医療局)   | 左記のとおり<br>政府行動計画に記載があるため。   | 148ページ【第3部第9章第2節】(2)2-3-2⑤⑥に記載していますので、素案のとおりとします。                 |
| 83 | 118ページ<br>【第3部第9章第2節<br>(2)2-3.】   | ⑨治療法・治療薬(準備期) | (追加)  | 県等は、国と連携し、国内での更なる感染拡大に備え、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。  | 左記のとおり<br>政府行動計画に記載があるため。   | 148ページ【第3部第9章第2節】(2)2-3-2④に記載していますので、素案のとおりとします。                  |
| 84 | 122ページ<br>【第3部第9章第3節(2)3-1-1】      | ⑨治療法・治療薬(対応期) | 3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集<br>県は、国及び JIHS が、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行った知見を、国や医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。(保健医療局) | 県は、国及び JIHS が、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行った知見について、情報収集し、を、国や医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。(保健医療局) | 国の行動計画<br>3-1-1 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有<br>「国及び JIHS は、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省)」<br><br>より、分析を行い情報共有するのは国である。<br>また、県行動計画の項目の題が「国内外の研究開発動向等の情報収集」である。 | 御意見を踏まえ修正します。<br>149ページ9～13行目【第3部第9章第3節(2)3-1-1】                  |
| 85 | 126ページ<br>全般<br>【第3部第10章第1節】       | ⑩検査(準備期)      | (1)目的   |   | 政府行動計画、政府ガイドラインが混在した表現になっております。<br>他の章と比較し、文章の組み立てが異なるように感じますが、このような構成にした理由などはありません。  | 必ずしも政府行動計画と同じ記述とする必要はないため、県として検査の目的をまとめた記述です。                     |
| 86 | 127ページ 図<br>(イメージ)<br>【第3部第10章第1節】 | ⑩検査(準備期)      | 地方衛生研究所で実施可能な検査が5種類記載されている。   |   | 地方衛生研究所では、イムノクロマト法による抗原定性検査を想定しているのか。<br>(大量検査が可能な検査法は、民間に対応してもらったのがコストパフォーマンス良。)   | 感染症の性状や感染拡大状況等、様々なケースに鑑み、選択肢として完全に排除するものではないと考えますが、基本的には想定していません。 |
| 87 | 127ページ 図<br>(イメージ)<br>【第3部第10章第1節】 | ⑩検査(準備期)      | 地方衛生研究所で実施可能な検査が5種類記載されている。   |   | 地方衛生研究所では、化学発光免疫法による抗原定量試験は想定しているのか。<br>(現時点で化学発光測定装置を保持しておらず、検査キットが販売されないと実施困難。大量検査が可能な検査法は、民間に対応してもらったのがコストパフォーマンス良。)   | 感染症の性状や感染拡大状況等、様々なケースに鑑み、選択肢として完全に排除するものではないと考えますが、基本的には想定していません。 |

| 番号 | ページ数                             | 項目       | 素案での記載  | 修正後の記載(意見)  | 修正理由   | 県回答  |
|----|----------------------------------|----------|---|---|--|--|
| 88 | 129ページ<br>1行目～<br>【第3部第10章第1節】   | ⑩検査(準備期) | ①県等は、予防計画に基づき、衛生研究所などや～～  | ①衛生研究所等は、国・JHSの連携による訓練に参加することで、有事に円滑に検査体制が構築できるようにする。県等は、予防計画に基づき、衛生研究所などや～～  | 政府行動計画にも記載のある通り、地方衛生研究所の役割を明記すべきではないか。<br>(政府行動計画P165(2)1-2①)  | 県行動計画においては素案の記述としますが、貴市行動計画において記述することを妨げるものではありません。  |
| 89 | 133ページ<br>【第3部第10章第2節】           | ⑩検査(初動期) | 全般<br>2-2<br>②～⑤  |   | 県独自の記載と捉えてよいか。   | ガイドライン等を踏まえた記載であり、特に独自性のある記載とは考えていません。   |
| 90 | 137ページ<br>【第3部第11章第1節(2)1-1ア】    | ⑪保健(準備期) | 保健所は、健康危機発生時に速やかに IHEAT 要員の支援を受けることができるよう、IHEAT 要員の受入体制を整備する。また、県が行う IHEAT 要員の確保及び IHEAT 要員に対する研修・訓練について、県本庁と連携して取り組む。(保健医療局) | 保健所は、健康危機発生時に速やかに IHEAT 要員の支援を受けることができるよう、IHEAT 要員の受入体制を整備する。また、県等が行う IHEAT 要員に対する研修・訓練について、 <u>県等</u> 本庁と連携して取り組む。 | 保健所設置市の保健所も含まれるため。   | 貴見のとおり修正します。<br>164ページ21～22行目【第3部第11章第1節(2)1-1ア】   |
| 91 | 138ページ<br>【第3部第11章第1節(2)1-2.①】   | ⑪保健(準備期) | 県等は予防計画に定める…  | 県等は、 <u>国の要請に基づき</u> 、予防計画に定める…   | 左記のとおり   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>165ページ7行目【第3部第11章第1節(2)1-2.①】  |
| 92 | 139ページ<br>【第3部第11章第1節(2)1-3-1.③】 | ⑪保健(準備期) | ③3行目<br>…保健所及び衛生研究所等を積極的に派遣…  | ③3行目<br>…保健所及び衛生研究所職員を積極的に派遣…   | 左記のとおり   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>166ページ10行目【第3部第11章第1節(2)1-3-1.③】   |
| 93 | 153ページ<br>【第3部第11章第3節(2)3-2-4.④】 | ⑪保健(対応期) | …また、民間の患者搬送等事業者においても、連携協議会で事前に協定や契約を締結し、…   |   | 現時点では、民間の患者搬送等事業者との協定締結はどの程度進めているか。<br>また、「県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する県調整本部を設置し、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う」とあるが、県内入院調整の一元化も想定されているということか。県予防計画P26では、「保健所設置市と連携して入院調整を行う」とされていることと整合性を取る必要があると考える。 | 民間救急事業者等へは、現在、患者搬送の委託も含めて検討し、協定締結の申し合わせを行っています。<br>また、入院調整の一元化は、 <u>県のみ</u> の一元化を想定しており、県予防計画との整合性を取っています。 |
| 94 | 153ページ<br>【第3部第11章第3節(2)3-2-4.⑧】 | ⑪保健(対応期) | ⑧県は、宿泊療養施設について、感染状況及び地域の実情に応じて、開設・運用する。   | ⑧県は、宿泊療養施設について、感染状況及び地域の実情に応じて、 <u>施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。</u>   | 左記のとおり<br>政府行動計画に記載があるが、県の運用方針に沿わないため記載しなかったという理解でよいか。   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>180ページ下から1～2行目【第3部第11章第3節(2)3-2-4.⑧】   |
| 95 | 155ページ<br>【第3部第11章第3節(2)3-2-6.】  | ⑪保健(対応期) | …検査所からの通知を受けて、当該者の健康監視を実施する。  | …検査所からの通知を受けて、 <u>保健所において当該者の健康監視を実施する。</u>   | 左記のとおり<br>政府行動計画に記載があるため。  | 御意見を踏まえ、修正します。<br>182ページ6行目【第3部第11章第3節(2)3-2-6.】   |
| 96 | 160ページ<br>【第3部第12章第1節(2)1-3.②】   | ⑫物資(準備期) | ②…備蓄する。   | ②…備蓄する。県は、 <u>協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。</u>  | 政府行動計画に記載があるが、県として保管施設整備の支援は行わないという理解でよいか。   | 素案のままとします。<br>なお、支援について、今年度は協定締結医療機関(締結見込みを含む)に対し、施設・設備整備の補助を行っています。来年度以降も実施するかは、現時点では未定です。                |

| 番号  | ページ数  | 項目                     | 素案での記載   | 修正後の記載(意見)   | 修正理由   | 県回答   |
|-----|---|------------------------|--|--|--|---|
| 97  | 160ページ<br>162ページ<br>163ページ<br>【(2)1-3.⑤<br>第3部第12章第2節<br>(2)2-1.①<br>第3部第12章第3節<br>(2)3-1.】 | ⑫物資(準備期～対応期)           | 県は、システム等を利用して、…  |  | ここでいうシステムはG-MISを指していると思われるが、初出の部分で「医療機関等情報支援システム(G-MIS)」と表記して、次から「システム等」と表記するのがよいのではないか。   | 御意見を踏まえ、修正します。<br>186ページ～191ページ   |
| 98  | 161ページ<br>【第3部第12章第1節】  | ⑫物資(準備期)               | 表  |  | 本県の感染症対策物資の備蓄計画として、国事務連絡に基づく、都道府県の備蓄量を人口割し算出された数量が転記されているが、県内の協定締結医療機関において確保する備蓄量はおおよそ把握されているのか。また今後、市町村としての感染症対策物資の備蓄は、医療機関向けではなく、初期期において保健所等の自施設で使用する職員向けの量のみを確保すればよいのか。 | 医療措置協定において、協定締結医療機関が確保する備蓄量は、把握しています。また、県で防護具の備蓄を計画していますが、備蓄数は県全体の医療機関分を想定としています。そのため、市町村は、自施設で使用する備蓄量のみ確保で差し支えないと考えます。 |
| 99  | 163ページ<br>欄外<br>【第3部第12章第3節(2)3-2①、②】   | ⑬物資(対応期)               | 139 感染症法第 36 条の 5 147 特措法第 54 条第 1 項及び第 2 項<br>148 特措法第 54 条第 3 項 142 特措法第 55 条第 1 項<br>142 特措法第 55 条第 1 項 | 139 感染症法第 36 条の 5 140 特措法第 54 条第 1 項、第 2 項<br>141 特措法第 54 条第 3 項 | 左記のとおり参照条文についての記載についての誤り。  | 御意見を踏まえ、修正します。<br>190ページ欄外【第3部第12章第3節(2)3-2①、②】   |
| 100 | 163, 164ページ<br>【第3部第12章第3節(2)3-2①、②、3-3①、②、③】   | ⑬物資(対応期)               | それぞれの項目で「県は・・・」の箇所   |  | 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」において「特定新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域」に指定された場合という条件を明確に示した方がよいのではないか。  | 特措法と同様の書きぶりとしたので、素案のままとします。   |
| 101 | 169ページ<br>【第3部第13章第3節(2)3-1-2.】   | ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保(対応期) | (追加)   | 3-1-2. 生活支援を要する者への支援<br>県は市町村と連携し…                               | 準備期に当該事項について記載があるため、対応期に記載がないと整合性がとれない。  | 準備期の「生活支援を要する者への支援等の準備」は、対応期の「県民生活の安定の確保を対象とした対応」で実施することとしています。   |